

ID	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	入札説明書	4	第2-7-イ-(オ)	契約不適合についての検査に関し、貴市の指定の点検方法などございますでしょうか。ご教示ください。	現時点で、市として指定する点検方法はありません。
2	入札説明書	9	第3-3-1-(工)	市内企業への発注額が10%以上の規定で、様式4-3-1入札内訳書にその発注額を記載する必要がありますが、予定している工種への発注が変更となった場合でも10%以上の発注額があればよいとの理解で宜しいでしょうか。	落札者決定基準別紙1に定義する「市内企業への発注予定額等」の合計金額以上が確保される限りにおいては、入札内訳書の記載の変更は可能です。ただし、提案された市内発注予定額の比率を下回ることは業務水準の違反に該当します。
3	入札説明書	18	第3-4-(9)および(10)	入札書等(様式4-1~4-3-2)の提出は10/23のみでよろしいでしょうか。	御理解の通りです。 なお、第3-4-(9)文中の「(11)入札価格の確認」とあるのは、「(10)入札価格の確認」の誤記です。
4	入札説明書	18	第3-4-(9)	4行目(「(11)入札価格の確認」参照)は(「(10)入札価格の確認」参照)で宜しいでしょうか。	御理解の通りです。
5	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	16	第3-2-(3)-ア	第三工区の既存住宅の新築時の仮設物(土留)の資料の開示をお願いします。 当該地周辺には昔ながらの酒蔵が存在しており、地下水を利用して酒造りをしていることが想定されます。解体工事により地下水が濁り酒蔵の地下水に影響を及ぼした場合は、事業者(高槻市)の責任範囲となると考えていますので、土留の有無により影響度合いが変化するので資料の開示をお願いします。	開示できる資料はございません。また、それらへの対策については、事業者において適切な工法等により対応してください。
6	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	18	第4-1-ウ-(イ)-d	「隣接する戸建て住宅地に対する遮蔽性等に配慮するため、スリット構造のないコンクリート造又は金属パネルとすること」と明記されていますが、不透明ガラス手摺は使用可能という理解で宜しいですか。	「不透明ガラス手摺」は不可とします。 記載の通り、「スリット構造のないコンクリート造又は金属パネル」としてください。
7	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	18	第4-1-ウ-(工)	「墓地南側の擁壁と接する敷地については、地元による耐震補強等に配慮し、敷地境界線から1m程度空地进行を確保」と明記されていますが、屋外仕上げは砕石敷き程度で宜しいですか。	御理解の通りです。
8	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	19	第4-1-カ	「当該公共施設の敷地面積に対する樹木等の植栽面積の割合」が30%以上。とありますが、緑化面積の参入割合は「高槻市民間施設緑化指針」の別表3を基に計算をして問題無いでしょうか。またその場合、算入割合150%の接道部緑化の接道部に南北道路に接する部分を含めることは可能でしょうか。	今回、追加公表する「高槻市公共施設緑化推進要領」に基づき、計画してください。なお、南北道路については、道路法第2条第1項に規定される道路でないため、接道部緑化として見ることはできません。
9	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	21	第4-2-(1)	専用倉庫の必要面積2m以上の場合、1m+1mのように分割して設置することは可能でしょうか。また、専用倉庫の高さについては任意でよろしいでしょうか。	要求水準記載の通り、専用倉庫は1か所設置してください。(分割設置は不可) 専用倉庫の高さについては、H2,000mm以上を確保することとします。別添資料1 要求水準書(市営住宅整備編)別紙1 施設設計要領 別紙1-10 専用倉庫 基本事項に「天井高さは2,000mm以上とすること。」を追記します。
10	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	21	第4-2-(2)	将来に50台分の駐車場を増設し、～とありますが、その50台分は自走式駐車場または機械式駐車場でもよろしいでしょうか。	要求水準記載の通り、自走式立体駐車場での確保は可とします。機械式駐車場を前提とすることは不可とします。
11	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	23	第4-2-(2)-イ-(工)	電動カート置場に充電用コンセントは不要という理解で宜しいですか。必要な場合、鍵付きコンセントとする必要がありますか。	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)第4-2-(2)イ-(イ)に示す電動カート台数分の鍵付きコンセントを設置することとします。 別添資料1 要求水準書(市営住宅整備編)別紙1 施設設計要領 別紙1-16 電灯・コンセント設備に「電動カート置場には各置場ごとに充電用鍵付きコンセントを設置すること。」を追記します。
12	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	25	第4-2-(3)-イ-(ウ)	「建替住宅用地が「高槻市総合雨水対策アクションプラン」における「重点地区」内に位置することを踏まえ、雨水流出抑制施設を整備すること」と明記されていますが、関係課と協議の上、雨水流出抑制施設の設置以外の方法で雨水流出抑制条件を満たす場合、雨水流出抑制施設は設けなくても良いという理解で宜しいですか。	雨水流出抑制施設を整備する前提での計画、入札金額とってください。
13	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	30	第4-4-(3)-ウ-(工)	再度の質疑で恐縮ですが、正確な工期設定および公平性の確保の観点から御市として4週6休なのか4週8休なのか統一見解の公表をお願いします。	建設スケジュールの想定としては、法令遵守を前提として、可能性検討調査における民間事業者ヒアリング調査結果を踏まえて設定しております。ご提案にあたっては、事業期間中法令遵守を前提として、適切な工期設定を行ってください。

14	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	31	第4-4-(4)-ア-(ア)	「既存住宅等の解体撤去工事について、工事期間中においては、事業者は工事監理者を専任かつ常駐で配置し..」と明記されていますが、常駐かつ専任の工事監理者は1名(建築)の想定で宜しいですか。	工事監理者要件については、入札説明書第3-3-(2)-イ-(ウ)記載の条件を満たす限りにおいては、御理解の通りです。
15	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	36	第4-5-(3)-ア-(ア)	「事業者は、工事監理者を専任かつ常駐で配置し、工事監理業務を実施させること。」と明記されていますが、常駐かつ専任の工事監理者は1名(建築)とし、構造・設備については重点監理という想定で宜しいですか。	工事監理者要件については、入札説明書第3-3-(2)-イ-(ウ)記載の条件を満たす限りにおいては、御理解の通りです。
16	別添資料1_要求水準書(市営住宅整備編)	40	第4-7-(2)-イ	周辺家屋調査範囲について御市が想定されている範囲をご教授ください。	提案する設計・建設・解体等の事業内容及び工事手法等に基づき、適切に影響範囲を設定し、家屋調査を実施してください。
17	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-1	第1	バルコニー、共用廊下からの落下物対策上有効な窓先空地を確保することとありますが、設備諸室等、基本的に住民が使用しないものを配置することは可能でしょうか。	御理解の通りです。
18	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-1	再生可能エネルギー	10kW以上の太陽光パネルを設置する。と記載がありますが、余剰電力については逆潮流及び蓄電池設備は不要と考えて宜しいでしょうか。	蓄電池設備は不要とし、逆潮流できるようにしてください。別紙1-1再生可能エネルギーに「(蓄電池設備は不要とし、逆潮流できるようにすること)」を追記します。
19	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-1	再生可能エネルギー	10kw以上の太陽光パネルを設置とありますが余剰電力は売電されるのでしょうか。	No18をご参照ください。
20	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-2	防犯	防犯カメラを費用対効果も踏まえ適宜設置することとありますが、リース方式の提案も可能でしょうか。	リース方式は、不可とします。
21	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-2	屋根	“住棟の屋根は、原則として勾配屋根とすること。”という条件がある一方で、“住戸上部は、陸屋根とする場合は、…”という表現あり。勾配屋根・陸屋根どちらも任意に選んでよいと判断して良いか?	原則としては勾配屋根としてください。御質問の箇所は、例外的に陸屋根とする場合には、住戸上部に関して、アスファルト保護断熱工法を採用することを求めるものであり、陸屋根を任意に選択可能とするものではありません。
22	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-3	EV・昇降機	エレベーター椅子兼防災対応非常用救援物資付収納庫を設置することとの記載がありますが、収納庫の取付場所及び救援物資の詳細を御指示下さい。	事業者の提案に委ねます。ただし、非常用トイレ機能、懐中電灯、非常用飲料水並びにブランケットは必須とします。別紙1-3 EV・昇降路「エレベーター椅子兼防災対応非常用救援物資付収納庫を設置すること。」を「エレベーター椅子兼防災対応非常用救援物資付収納庫(非常用トイレ機能、懐中電灯、非常用飲料水並びにブランケットを備えること)を設置すること。」に修正します。
23	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-4	共用廊下	消灯を行う住戸玄関前にナイトライトを設置することとありますが、ナイトライトの仕様は共用廊下照明器具を深夜消灯した際に、ワット数の低いLED灯(ダウンライト等)を点灯させる考えで宜しいでしょうか。	御理解の通りです。事業者の提案に委ねます。
24	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-5	設備配管スペース	「設備機器等の更新が容易にできるように計画すること」とありますが、具体的には住宅性能 専用配管 維持管理対策 等級3、共用配管 維持管理対策 等級2、更新対策共用排水管 等級2を満足する計画と考えてよろしいでしょうか	ご指摘の基準(住宅性能 専用配管 維持管理対策 等級3、共用配管 維持管理対策 等級2、更新対策共用排水管 等級2を満足する)を満足させ、それ以外の基準については、事業者の提案によります。
25	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-5	その他	各棟1か所以上に設置する雨水貯留タンクは屋外露出設置、雨水利用水栓は貯留タンクに水栓設置と考えて良いでしょうか	御理解の通りです。
26	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙1-7	各室の規模	各室の規模のうち、DK:7.5㎡以上14.5㎡未満とありますが、車椅子2DKについても同様の面積内としないといけないでしょうか。車椅子の利用を考えると14.5㎡以上も可とした方が生活しやすいと考えます。	御意見を踏まえて、別紙1-7 一般住戸の「各室の規模」のDK表記について、「(ただし、車いす2DKでは14.5㎡以上を可とする)」を追記します。

27	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-7	玄関	「傘立て・下足箱等の設置空間をW=900mm×D=400mm 程度確保し、うち下足箱については、W=700mm×D=400mm 程度、H=2000mm 以上のものを設置すること。」と明記されていますが、下足箱は入居者設置とし、上記の指定された寸法の下足箱が設置できるように、空間を確保すれば良いという理解で宜しいですか。	下足箱については、要求水準に記載のとおり事業者が設置しなければなりません。
28	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-9	バルコニー	『足掛り』とみなされる具体的な条件はありますでしょうか。(例) FL +650mm未満かつ手摺までの離隔800mm未満 など	FL+650mm以下のものを足がかりとみなすこととします。
29	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-9	浴室	ユニットバスを導入する場合は1822#以上との記載がありますが、同部分記載の設計基準を満たしており、かつユニットバス内にて車いすが旋回できるものであれば、2020#を採用してもよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
30	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-9	第2	隣接する戸建住宅他に対する遮断性等に配慮するため、スリット構造のないコンクリート板又は金属パネル板とすることとありますが、金属パネル板とコンクリートの接続部分の隙間はスリットに該当しないという理解で問題ないでしょうか。	スリットには該当しませんが、遮断性等に配慮したものにしてください。
31	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-9	第2	隣接する戸建住宅他に対する遮断性等に配慮するため、スリット構造のないコンクリート板又は金属パネル板とすることとありますが、経済性や意匠性に優れており、遮断性能を明示頂いたうえで性能以上に配慮したガラスパネル板を使用することは可能でしょうか。	No6を参照してください。
32	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-10	集会室	集会所の構造は鉄筋コンクリート造とし、耐火構造とすることとありますが、耐火性能を満たしたうえでその他の構造とすることは可能でしょうか。	原案ままとします。
33	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-11	便所	男女及び福祉用便所に設置の洋式大便器については、別紙1-18衛生器具に記載の便器、便座を取付するものと考えて宜しいでしょうか。	便器につきましては、御理解の通りです。ただし、集会所の便座につきましては、ウォシュレット便座とします。 別紙1-18 衛生器具 「便座はウォームレット付きとする。」を 「便座はウォームレット付き（集会所の便座はウォシュレット付）とする。」に修正します。
34	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-12	自転車置き場	自転車置場の照明器具は防雨型LED灯（一体型）とするとありますが、共用部の照明器具はランプ交換不要（=器具ごと交換）と考えてよろしいですか。別紙1-20住戸内のダウンライトは球替えが容易な機種を選定すると記載されています。	御理解の通りです。
35	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-15	基本事項	ケーブル配線において、壁内立下り部は釘打ち等による損傷を受けないよう、配管工事を施すこととありますが配管の材質は合成樹脂可とう電線管程度と考えて宜しいでしょうか。	自己消火性のあるPF管としてください。 別紙1-15基本事項に「また、配管は自己消火性のあるPF管とすること。」を追記します。
36	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-16	住宅用幹線	電圧降下は2%以下を目標とありますが、需要率同様に内線規程の基準値（配線の長さ基準）と考えると宜しいでしょうか。	御理解の通りです。
37	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-16	住宅用幹線	住宅用幹線に関して、需要率を考慮せず負荷電流と許容電流より幹線サイズ（太さ）を決定のこととありますが幹線サイズが過大になる可能性があります。また、経済的な設計及び将来の改修費用削減の為に内線規程の需要率を考慮可にする事は可能でしょうか。	御理解の通りです。ただし、計画戸数が多い場合は、採用する需要率は協議によります。
38	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-17	通信・情報設備	電話設備は配管、端子盤等を設置し電話配線実装とありますが、工場加工のプレハブケーブル等を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	御理解の通りですが、壁内立下げ部は配管にて保護することとします。
39	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-17	通信・情報設備	各住戸へ各社光ファイバーのケーブルの配線が可能な弱電端子板の大きさ、配管を確保し各戸インターネット接続が可能とすることとありますが、複数の通信キャリアへの対応が必要ということでしょうか。それとも、どこのキャリアにも対応できる設備にすることという意味でしょうか。	後段の意味です。
40	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-17	防災配線及び機器	緊急警報音について、外部から警報音解除可能なものとする。との記載がありますが、外部とは各棟1階エントランス等に設置の受信機からの操作という理解でよろしいでしょうか。	御理解の通りです。

41	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-17	排水設備	汚水と雑排水は合流枡までは別系統とすること。とありますが、住戸及びP S内（排水立管）は別系統でピット内にて合流する考えは可能でしょうか。	ピット内での合流は不可とします。合流枡までは別系統としてください。
42	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-18	給湯設備	16号ガス給湯器潜熱回収型高温差湯タイプとすること。とありますが給湯器の機能は追い炊き可能なものとする。とも記載があります。追い炊きタイプの給湯器と考えて宜しいでしょうか。	御理解の通りです。 別紙1-18 給湯設備 「16号ガス給湯器潜熱回収型高温差湯タイプ（グリーン購入法適合品）とすること。」を 「16号ガス給湯器潜熱回収型追い炊き循環タイプ（グリーン購入法適合品）とすること。」に修正します。
43	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-18	衛生器具	「洗濯機パンは800mm×800mm」と明記されていますが、一般既製品の800mm×640mmという理解で宜しいですか。	御理解の通りです。 別紙1-18 衛生器具 「洗濯機パンは800mm×800mmとすること。」を 「洗濯機パンは800mm×640mmとすること。」に修正します。
44	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-18	衛生器具	洗濯機パンは800mm×800mmとすること。とありますが、メーカーに確認したところ、表記のサイズのものはないため、近いサイズの800mm×640mmとしてよろしいでしょうか。	No43の回答を参照してください。
45	別添資料1_別紙1 施設設計要領	別紙 1-18	衛生器具	『便器は洋式節水型』とありますが、節水Ⅱ型便器と考えてよろしいでしょうか	御理解の通りです。
46	別添資料1_別添資料3 土地利用履歴調査結果	-	-	土地所有者に個人の所有者が見受けられます。土対法4条の申請において、土地所有者全員の同意書の取得については貴市により取得されるものとしてよろしいでしょうか。	資料中、市営住宅敷地（事業用地）に該当するのは「該当施設」の欄に棟名等が記載されている土地のみであり（富田町4丁目389-1を除く）、市営住宅敷地の所有者はすべて高槻市であるため、ご指摘の土地所有者からの同意書の取得は発生しません。 その他の土地は、現市営住宅敷地に合筆閉鎖した土地や、現市営住宅敷地が分筆された元の土地等であり、市営住宅敷地の土地履歴を調査するために記載しています。
47	別添資料2_要求水準書（入居者移転支援業務編）	11	第3-2-(2)-ア-(イ)	市が定める住戸の条件（世帯人数に応じた住戸タイプ）優先対象者（高齢者等）住戸の設定はお考えでしょうか？ また、現状の総世帯数に対する年代構成率を公表願います。	優先対象住戸設定については現時点では考えておりません。  総世帯数に対する年代構成率は、令和2年3月31日時点において、 0～6歳 1.8% 7～15歳 8.5% 16～19歳 2.2% 20～29歳 7.9% 30～39歳 8.1% 40～49歳 10.7% 50～59歳 16.7% 60～69歳 14.1% 70歳以上 30.0% です。 上記については要求水準書（入居者移転支援業務編）の別紙4として追加公表いたします。
48	別添資料2_要求水準書（入居者移転支援業務編）	16	第3-3-(3)-イ	・移転対象者に支払われる移転料の開示をお願い致します。 ・入札価格に計上するためバロメーターとして想定量を設定してください。 変動幅が大きく参加可否に大きな影響を及ぼします。	移転補償料の額の公表は予定しておりません。 また、不法投棄の想定量の設定は考えておりません。事業契約書（案）に記載の通り、法令上特別な処理を要するものや処理に多額の費用を要するものについては、入居者移転支援企業は市と協議し、市は事前に認めたものに限り、合理的な追加費用を負担します。
49	別添資料2_要求水準書（入居者移転支援業務編）	17	第3-3-(4)-イ	ごみの持ち込み処分代行に関して、必要な資格や許可申請、その他の条件はありますか？	必要な資格や許可申請、その他の条件はございません。

50	別添資料2_17 要求水準書 (入居者移転 支援業務編)	第3-3- (4)-イ	・事業者にてごみの持込処分代行を行うこととありますが、持込代 行処分とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか？ ・民間業者が行うと比較的処分費用が高くなり、結果、移転対象者 の負担増になる事が想定されます。まずは、各移転対象者にて貴市 の臨時ごみ(有料)収集の仕組み(ホムア-ジ)にて対応頂き、処分でき ない場合、民間業者で処分代行を行う方法で宜しいでしょうか？	引越しゴミは入居者の責任のもとで処分を行うことを原則としています。 そのため、入居者が高槻市の臨時ゴミ収集(有料)を利用して処分を行 うことが想定されますが、利用集中により収集車の回収が困難になる ことが想定されることから、移転期間中については原則、処分を行うエ ネルギーセンターまで事業者による持込を求めるとして、「イ. 事業 者にてごみの持込処分代行を行うこと」をしています。移転期間中外にお けるごみの処分については適宜市の臨時ごみ収集の利用を案内する等入 居者への説明を行ってください。
51	別添資料6_9 事業契約書 (案)	第19条4項	解体範囲は地中埋設物一切とあるが、別添及び参考資料に記載のない 地中埋設物があった場合の撤去費用は市が負担するという理解で よいか？ 撤去が困難な地中埋設物等があった場合は2020年2月に一般財団法 人日本建設業連合会が作成した「既存地下工作物の取扱いに関する ガイドライン」に沿って残置してもよいか？	入札説明書等に記載のない地中埋設物が発見された場合の費用の負担 は、地上部から埋設されていることが確認できるものや、「善良な管理 者の注意義務業務」の範囲において埋設されている可能性が通常想定で きるものについては、工事費に含むものとし、それ以外は、事業契約書 第9条に基づき決定されることとなります。 既存地下工作物の取扱いに関するガイドラインは、発注者が地中埋設物 を撤去するか、存置するかを判断するに当たっての一つの考え方を示 すものであって、市がこれに法的に拘束されることはなく、また、同ガ イドラインは、本事業における地中埋設物撤去に係る要求水準、及び費 用負担者やその額の決定に影響を及ぼすものではありません。とはい え、市としても、第9条第2項に基づき、市が事業者との間で協議をす るに当たっては、同ガイドラインを参考にすることもあるかと考えていま す。
52	別添資料6_10 事業契約書 (案)	第22条	事業契約書(案)9条の規定にかかわらず、既存住宅等に、PCB仕様機 器の使用が認められた場合には、建設企業は、自らの責任及び費用 負担により市が指定する方法により、それらの機器を撤去及び一時 保管することとする。と記載がありますが、令和2年4月10日付実施 方針等に関する質問・意見への回答と齟齬があります。解体に伴う PCB調査費用及び一時保管は貴市の負担と考えて宜しいでしょ うか。	令和2年4月10日付実施方針等に関する質問・意見への回答のとおり、市 としては、PCBは事業用地内には存在しないことを確認はしておりま す。仮に存在が確認された場合に限り、PCB機器撤去及び一時保管(市 が指定する一時保管場所の一次的な保管に留める)までを、建設企業の 責任により実施していただき、その撤去及び運搬に要した費用につい ては合理的な範囲で市が負担します。一時保管場所からのPCB機器の搬出 については、令和2年4月10日付実施方針等に関する質問・意見への回答 のとおり、市の責任と費用負担により速やかに搬出します。  第22条 「建設企業は、自らの責任及び費用負担により市が指定する方法によ り、それらの機器を撤去及び一時保管の上で市または市の指定する者へ 引き渡すものとする。」 を、 「建設企業は、自らの責任により市が指定する方法により、それらの機 器を撤去し、市の指定する一時保管場所に運搬することとする。当該撤 去及び運搬のために構成企業に生じた費用については、合理的な範囲で 市が負担する。ただし、構成企業は、当該費用の内訳を記載した書面に これを証する書類を添えて市に請求するものとする。」 に修正します。
53	別添資料6_10 事業契約書 (案)	第22条	既存住宅にPCB使用機器が発見され解体時に取り外された場合、 法律上、取り外された時点の所有者である市がその処分責任を負う と考えるが、その保管や処分の手続きとその費用は市が負担する という理解でよいか？	No52を参照してください。
54	別添資料6_11 事業契約書 (案)	第25条3	施工体制台帳(再下請負通知を含む)は下請負又は再下請負した後 に作成するものなので、同項の通知は下請負又は再下請負した後 という理解でよいか？	第25条第3項は、同条第1項及び第2項の市の事前承諾を得ることに代 えて、市への同条第3項所定の「第三者の商号又は名称、建設業の許可内容 その他重要な事項」の事前通知、施工体制台帳の作成、及び市への同台 帳の届出を求めているものですので、同条第3項に基づく場合は市への事 前通知は必須となります。
55	別添資料6_14 事業契約書 (案)	第31条2	出来高査定と破壊検査(第53条3項)は破壊検査の検査費用と復旧 費用は構成企業の負担とあるが、完工検査(第31条2項)の破壊検 査ではその費用負担は記述されていない。 完工検査での破壊検査では、適切な施工がなされていた場合には市 の負担という理解でよいか？	第31条第1項にあるとおり、建設企業は、自己の費用と責任において、完 工検査等を行うのであり、また、市は、同条第2項にあるとおり、建設企 業をして、破壊検査を行わせることができるのであって、 かつ、当該検査への立会い及び破壊検査の実施を理由として、本件工事 の全部又は一部について何らの責任を負担するものでもありません。 よって、建設企業による完工検査等において発生する費用は、破壊検査 の検査費用や復旧費用も含め、すべて建設企業自身で負担していただき ます。

56	別添資料6_事業契約書(案)	22	第52条第2号	<p>本事業に係る対価について、「市は前項第1号の費用につき、令和4年度から令和8年度まで、毎年度末の出来高の10分の9の金額を構成企業から市の定める様式による請求書を受領した日から30日以内に構成企業に支払うものとする」とありますが、通常の高槻市様発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件にサービス対価の一部を、設計及び施工期間中に前払金として支出いただくことは可能でしょうか。</p> <p>なお、前払金を支出することによって、事業者にとっても資金調達がより容易になることから、公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、設計金額の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争原理が一層働くことで応札額の低下を図ることが期待できると思われれます。</p>	<p>対価の支払方法、時期等については、同条項に定める通りであり、御質問の前払金の支出を行う予定はありません。</p>
57	別添資料6_事業契約書(案)	32	第66条	<p>契約保証金等について、「（3）本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の補償」とありますが、通常保証事業会社の契約保証特約は前払金保証の付随業務として行うものであり、前払金保証契約の特約として位置付け、前払金の支出が予定されている公共工事に限って金銭保証を行います。（西日本建設業保証株式会社前払保証約款より）そのため、保証事業会社が行う契約保証特約を金銭的保証の手段の一つとして残すために、前払金の支出をしていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>前払金の支払いについてはNo56を参照してください。</p> <p>また、第66条 「（3）本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の補償」を 「（3）本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関の補償」に修正します。</p>
58	現地平面図(参考図) 20200703	-	-	<p>現地説明会時に配布頂いた現地平面図ですが、1工区南側の既存汚水樹は敷地外という理解で良いでしょうか？ 要求水準書別紙8や御市（汚水）下水道台帳でもその様に見られます。</p>	<p>入札説明書第3 4（1）において、貸与希望があった事業者に貸与したCADデータ（現地平面図）にある1工区南側の既設汚水樹は、原則敷地外として理解してください。</p>